資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億円、資本準備金の額を四億円減少し、それぞれ一億円、〇円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和八年三月十三日
掲載頁　二一六頁（号外第五十二号）
令和八年十月三十日
東京都千代田区神田錦町一丁目二七番地
アリルジュ株式会社
代表取締役　森下　真行

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千五百万円、資本準備金の額を三千五百万円減少し、それぞれ一億円、〇円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年十月二十二日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://crowdbank.jp/
令和八年十月三十日
東京都渋谷区恵比寿一丁目一八番一四号
クラウドバンク・フィナンシャルサービス株式会社
代表取締役　稲沢　佳樹

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二、八二二、一三三、二四〇円、資本準備金の額を三、一八四、一三三、二四〇円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
令和八年十月三十日
東京都品川区東五反田二丁目一〇番二号
株式会社ギフティ
代表取締役　篠塚　大樹

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金五千万円、資本準備金の額を金一億一千五百七十七万七百七十七円減少し、資本金の額を金五千万円、資本準備金の額を金〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月二十九日
掲載頁　一七一頁（号外第一四三号）
令和八年十月三十日
福岡県那珂川市今光一丁目一三〇番地
株式会社ヌルボン
代表取締役　藤江　賢治

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十一月十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十月三十日
東京都調布市多摩川四丁目三一番地一
株式会社京王閣
代表取締役　遠藤　寿輝（大友　寿輝）

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十一月十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十月三十日
静岡県浜松市中央区名塚町三七一番地の一
株式会社ミカサ
代表取締役　市川　京史

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十一月十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十月三十日
兵庫県西宮市津門宝津町一三番一六号
菅建設株式会社
代表取締役　管　清和

株式交換公告

当社（甲）は株式交換により、株式会社テクノマセマティカル（乙、住所東京都品川区西五反田二丁目一二番一九号）の発行済株式の全部を取得することにいたしましたので、公告いたします。

この株式交換は、会社法第七九六条第二項の規定に基づき、会社法第七九五条第一項に定める株主総会の承認を得ずに行います。

この株式交換に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
令和八年十月三十日
東京都町田市旭町一丁目二五番一〇号
株式会社アバールデータ
代表取締役社長　岩本　直樹

限定承認公告

本籍兵庫県西宮市今津曙町一〇九番地、最後の住所兵庫県尼崎市武庫町三丁目一二番一九号　被相続人　亡　石橋　英二

右被相続人は令和八年一月二十六日死亡し、その相続人は令和八年十月十九日神戸家庭裁判所尼崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月三十日
千葉県四街道市大日一七九二番地一七
相続財産清算人　中野　里絵

限定承認公告

本籍北海道札幌市北区北三十三条西六丁目二番、最後の住所島根県仁多郡奥出雲町八代一二四一番地八七　被相続人　亡　岡本　昌也

右被相続人は令和八年三月十一日頃から二十日頃までの間に死亡し、その相続人は令和八年十月十三日松江家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月三十日
横浜市中区本町二丁目二二番地京阪横浜ビル四階　横浜北仲通り法律事務所
相続財産清算人　田渕　清美
代理人弁護士　島崎　友樹

限定承認公告

本籍大阪府東大阪市大**蓮**北三丁目一八番、最後の住所大阪府東大阪市大**蓮**北三丁目一八番一四号　被相続人　亡　山村　功

右被相続人は令和八年七月十六日死亡し、その相続人は令和八年十月二十六日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月三十日
大阪府東大阪市大**蓮**北三丁目一八番一四号
相続財産清算人　山村　智恵

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資のうち五千三百十万口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は効力発生日である令和八年十二月一日までに当社にご提出下さい。

令和八年十月三十日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内
ジャパンロジスティクス1特定目的会社
取締役　髙山　知也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を五千三百十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.ko-koku.jp/
令和八年十月三十日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内
ジャパンロジスティクス1特定目的会社
取締役　髙山　知也

訂正公告

令和八年十月二十三日（号外第二三三号）掲載の解散公告中、住所「千葉県八千代市萱田町九三八番地一」とあるは、「千葉市中央区中央四丁目一二番一号ＫＡ中央ビル四階エバー総合法律事務所」の誤りにつき訂正します。

令和八年十月三十日
千葉市中央区中央四丁目一二番一号ＫＡ中央ビル四階エバー総合法律事務所
有限会社桝屋本店
清算人　石井　康晶

訂正公告

令和八年十月十三日（号外第二二四号）掲載の相続債権者受遺者への請求書申出の催告中、被相続人の最後の住所「岩手清和病院」とあるは「岩手晴和病院」の誤りにつき訂正いたします。

令和八年十月三十日
岩手県盛岡市本町通一丁目一五番二七号
相続財産清算人　松岡　佑哉